

## 熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、情報通信基盤の整備を推進するために、市町村が行う携帯電話等エリア整備事業に対し、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において、携帯電話等エリア整備事業とは、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）若しくは離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）（以下「過疎地等」という。）又は半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）若しくは特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）において市町村が行うものをいう。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表1に掲げる経費の総額とする。

2 補助率は、別表2のとおりとする。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、一件当たり携帯電話等エリア整備事業については300万円を下限とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、様式第1号により行うものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱（規程又は要綱が整備されていない場合は、当該補助事業に関する伺い定め文書の写し）
- (2) 補助事業に要する経費の見積書及び経費見積一覧
- (3) 無線通信事業者が、補助事業によって整備される施設を利用できるものの。

(4) 工事概要書

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の規定による補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 経費の配分の変更(別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるものに限る。)

(2) 補助事業の内容の変更。ただし、次に掲げる場合を除く。

(ア)補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(イ)補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ウ)補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 規則第7条第1項の規定による変更申請書は、様式第3号によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(様式第5号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請を取り下げることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とする。

2 申請の取下げをしようとする者は、様式第6号による交付申請取下届出書を提出しなければならない。

(中止等の承認)

第8条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第7号による中止(廃止)申請書にその理由を記載して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第9条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第8号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、様式第9号により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告書は、様式第10号によるものとする。

2 規則第13条の別に定める添付書類は、次のとおりとする。

(1) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し

(2) 当該施設等の完成写真

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して25日を経過した日又は当該事業年度の3月15日のいずれか早い日までとする。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。
- 4 市町村は、補助事業が完了せずに当該事業年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに第1項の規定に準じて知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第11号により行うものとする。
- 2 知事は、市町村に交付すべき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該返還を命じた日から15日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求等)

- 第13条 規則第16条の規定による補助金の請求は、様式第12号により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、規則第17条の規定によるほか、第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、規則第5条の規定による決定の内容(規則第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (2) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第2号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第12条第3項の規定は、第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付について準用する。

(補助事業の経理)

- 第15条 市町村は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認)

第16条 規則第21条第2項に規定する財産の処分の制限による期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号)において規定される耐用年数に相当する期間とし、承認の申請は、様式第13号により行うものとする。

2 前項の承認申請に係る承認の通知は、様式第14号により行うものとする。

3 市町村が取得した土地については、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(利用状況の報告)

第17条 市町村は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る施設の利用状況等について報告しなければならない。

(書類の提出)

第18条 規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通、副本2通とする。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年5月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成24年5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この要項の施行の際、平成24年3月31日以前に行われた熊本県情報通信格差是正事業費補助金交付要項により整備された施設の財産処分、その他の承認については、熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項の規定を準用する。

附 則

この要項は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月7日から施行する。

別表 1

## 補助対象経費

事業の区分	経費区分	内 容
1 携帯電話等エリア整備事業	(1)施設・設備費	<p>ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 鉄塔</li> <li>(イ) 局舎</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li> <li>(オ) 送受信アンテナ</li> <li>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</li> <li>(キ) 伝送用専用線</li> <li>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(ケ) 監視・制御装置</li> </ul> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 構内柱</li> <li>(イ) 接地線</li> <li>(ウ) 屋外照明施設</li> <li>(エ) マンホール</li> <li>(オ) 空調設備</li> <li>(カ) 監視設備</li> <li>(キ) 航空標識灯設備</li> <li>(ク) 消火設備</li> <li>(ケ) 水道施設</li> <li>(コ) 貯水タンク</li> <li>(サ) ろか器</li> <li>(シ) 洗面・手洗施設</li> <li>(ス) 仮眠施設</li> <li>(セ) (ア) から (ス) までに掲げるものに類する施設・設備</li> </ul> <p>ウ 附帯工事費</p>
	(2)用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別表 2

## 補助率

事業の区分	補助率
携帯電話等エリア整備事業	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額</p> <p>ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額</p>

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付申請書  
平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第 3 条及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 千円

3 補助事業の概要  
別紙 1

4 添付資料  
( 1 ) 市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱 ( 規程又は要綱が整備されていない場合は、当該補助事業に関する伺い定め文書 )  
( 2 ) 補助事業に要する経費の見積書  
( 3 ) 無線通信を行う電気通信事業者が、補助事業によって整備される施設を利用することについての確約書  
( 4 ) 工事概要書  
別紙 2

別紙 1 ( 様式第 1 号関係 )

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サ - ビス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 ( 地区名 )	エリア内世帯 数及び人口
携帯電話			

( 千円 )

補助金申請額 ( + ) × 補助率		事業費 +	財源内訳	
			県の補助金	市町村の負担額
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考
-----

別紙 2 ( 様式第 1 号関係 )

工 事 概 要 書

事業を行う者の名称  
代表者氏名

印

- |                       |   |                  |          |            |    |   |
|-----------------------|---|------------------|----------|------------|----|---|
| 1 設置場所                | 県 | 郡<br>(市)         | 町<br>(村) | 丁目         | 番地 |   |
| 2 建設用地                |   |                  |          |            |    |   |
| ( 1 ) 敷地面積            |   | . m <sup>2</sup> |          |            |    |   |
| ( 2 ) 海拔高             |   | m                |          |            |    |   |
| ( 3 ) 敷地の所有関係         |   |                  |          |            |    |   |
| 購入                    |   |                  |          |            |    |   |
| 借地                    |   |                  |          |            |    |   |
| 既所有                   |   |                  |          |            |    |   |
| ( 4 ) 用地周辺の状況         |   |                  |          |            |    |   |
| ( 5 ) 開発規制の状況         |   |                  |          |            |    |   |
| 3 施設の内容               |   |                  |          |            |    |   |
| ( 1 ) 建物の構造等          |   |                  | 造        | 階建         |    |   |
| ( 2 ) 建築面積            |   | . m <sup>2</sup> |          |            |    |   |
| ( 3 ) 延べ床面積           |   | . m <sup>2</sup> |          |            |    |   |
| ( 4 ) 鉄塔の構造等          |   |                  | 型        | 高さ ( 地上高 ) |    | m |
| 4 実施計画                |   |                  |          |            |    |   |
| ( 1 ) 着手 ( 予定 ) 年月日   |   |                  | 年        | 月          | 日  |   |
| ( 2 ) 用地取得 ( 予定 ) 年月日 |   |                  | 年        | 月          | 日  |   |
| ( 3 ) 着工 ( 予定 ) 年月日   |   |                  | 年        | 月          | 日  |   |
| ( 4 ) 完了 ( 予定 ) 年月日   |   |                  | 年        | 月          | 日  |   |



## 5 利用見込み

利用予定サービス	利用予定事業者名	サ - ビスエリア		サ - ビス開始 (予定)年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯 数及び人口	
携帯電話				

## 6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
借入金			
事業者等の負担金			
その他( ) (注)			
小 計			
合 計		合 計	

(注) 財源の内容を記入する。

## 7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階の平面図及び立面図の概略)
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

様

熊本県知事

印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付決定通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されたとおりとします。  
一部修正のうえ、別紙1の1のとおりとします。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円とします。
- 3 内訳は、次のとおりとします。

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙1の2のとおりとします。

別紙 1 の 1 ( 様式第 2 号関係 )

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サ - ビス名	利用予定事業者名	サ - ビスエリア	
		市町村名 ( 地区名 )	エリア内世帯 数及び人口

( 千円 )

補助金交付決定額 ( + ) × 補助率		事業費 +	財源内訳	
			県の補助金	市町村の負担額
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考
-----

## 別紙 1 の 2

- (1) 熊本県補助金等交付規則（昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号）及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要項に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 2 5 日を経過した日又は当該事業年度の 3 月 1 5 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに当該事業年度が終了したときは、翌年度の 4 月 2 0 日までに前号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくなければならない。
- (9) 市町村が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 5 0 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）において規定される耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。
- (10) 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

様式第3号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業の変更承認申請書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業を下記のとおり変更したいので、熊本県  
補助金等交付規則第7条及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第  
6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項及びその内容 (千円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・ 道路費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付資料

様

熊本県知事 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付決定変更通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により下記のとおり変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
申請書に記載されたとおりとします。  
一部修正のうえ、別紙1のとおりとします。
- 2 補助金の交付決定額は、  
金 円(前回までの交付決定額 円)とします。
- 3 内訳は、次のとおりとします。

(千円)

経費区分	交付決定額	前回交付決定額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとします。

別紙 1 ( 様式第 4 号関係 )

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サ - ビス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 ( 地区名 )	エリア内世帯 数及び人口
携帯電話			

( 千円 )

補助金変更承認交付決定額 ( + ) × 補助率		事業費 +	財源内訳	
			県の補助金	市町村の負担額
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考
-----

別紙 2 ( 様式第 4 号関係 )

- (1) 熊本県補助金等交付規則 ( 昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号 ) 及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項 ( 以下「交付要項」という。 ) に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要項に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき ( 補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。 ) は、その日から起算して 2 5 日を経過した日又は当該事業年度の 3 月 1 5 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに当該事業年度が終了したときは、翌年度の 4 月 2 0 日までに前号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくなければならない。
- (9) 市町村が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産 ( 以下「取得財産等」という。 ) のうち、取得価格が単価 5 0 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 ( 昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号 ) において規定される耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。
- (10) 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。



様式第5号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業計画変更承認通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

様式第 6 号 ( 第 7 条関係 )

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付申請取下げ届出書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助金について、同交付の決定内容又は交付  
の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、熊本県補助金  
等交付規則第 8 条及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第 7 条の  
規定により、同補助金 千円の交付申請( 年 月 日付け 第  
号 ) を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第7号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業中止(廃止)承認  
申請書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業を中止(廃止)したいので、熊本県  
携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり申  
請します。

記

1 事業を中止(廃止)する理由

2 経費の支出額内訳 (千円)

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

(1) 中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第 8 号 ( 第 9 条関係 )

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業事故報告書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故  
が発生したので、熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第 9 条の規定  
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の推進状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第9号(第10条関係)

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業遂行状況報告書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業の遂行状況について、熊本県補助金  
等交付規則第11条の規定により報告します。

記

1 事業実施状況

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 補助事業状況表 (千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進ちょく率 (B/A) %	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合 計					

熊本県知事 様

申請者 住所 氏名 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助事業(年度終了)実績  
報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度  
携帯電話等エリア整備事業費補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しま  
したので、平成 年度における実績について、熊本県補助金等交付規則第13条  
及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第11条の規定により、関  
係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況 (円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
県補助金			
うち国庫補助 金充当額			

2 事業の実施状況(注1)

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、  
記入を省略することができる。

### 3 施設の利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始(予定)年月日
		市町村名(地区名)	エリア内世帯数及び人口	
携帯電話				

### 4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	市町村の負担額	予算額	
借入金			
事業者等の負担金			
その他( ) (注2)			
小計			
合計			

(注2) 財源の内容を記入する。

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合計		

### 5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第 1 1 号 ( 第 1 2 条関係 )

番 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付確定通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のありました平成 年度  
携帯電話等エリア整備事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第 1 4 条  
の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

2 内訳 ( 円 )

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

3 交付決定額 金 円



様式第12号その1(第13条関係)

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付請求書(精算払用)  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助金の精算払を受けたいので、下記の金額  
を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 ￥ \_\_\_\_\_ 円

<input type="checkbox"/> 座振替払	銀行	支店
<input type="checkbox"/> 座番号		
<input type="checkbox"/> 座名		

平成 年 月 日

補助事業者 住所  
氏名

印

熊本県知事

様

様式第12号その2（第13条関係）

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金交付請求書（概算払用）  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度携帯電話等エリア整備事業費補助金の第 回概算払を受けたいので、下記  
の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により、関係書類  
を添えて請求します。

記

請求額 ￥ \_\_\_\_\_ 円

口座振替払	銀行	支店
口座番号		
口座名		

平成 年 月 日

補助事業者 住所  
氏名

印

熊本県知事 様

熊本県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金に係る財産処分承認  
申請書

平成 年度において、携帯電話等エリア整備事業費補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、熊本県補助金等交付規則第 2 1 条第 2 項及び熊本県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要項第 1 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容  
( 取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別 )
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
  - ( 1 ) 施設の名称
  - ( 2 ) 施設設置者 ( 事業主体 ) の名称
  - ( 3 ) 施設の所在地
  - ( 4 ) 事業費
    - ( ア ) 国庫補助金
    - ( イ ) 都道府県負担金
    - ( ウ ) 市町村負担金
- 4 処分の概要
  - ( 1 ) 処分しようとする相手方 ( 注 1 )
  - ( 2 ) 処分しようとする財産の範囲  
( 処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる  
図面等を添付すること。 )
  - ( 3 ) 処分の期間 ( 注 1 )
  - ( 4 ) 処分の条件 ( 注 1 )  
( 無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与  
に伴う経費 ( 維持管理費を含む。 ) 見込額を記入する。 )

5 添付書類

( 注 1 ) 取り壊し又は廃棄の場合は、記入を要しない。

様式第14号(第16条関係)

番 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金に係る財産処分承認  
通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度携帯電話等エリア整備事業費補助金に係る財産処分については、承認しましたので通知します。

(施設の名称： 無線基地局)